

議案第 9 5 号

ひたちなか市監査委員の選任について

ひたちなか市監査委員に次の者を選任したいので，地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 6 条第 1 項の規定に基づき，議会の同意を求める。

氏 名	生 年 月 日	住 所
加藤 恭子		

令和 7 年 1 2 月 1 8 日 提出

ひたちなか市長 大 谷 明

令和 年 月 日 同意

（※個人情報保護のため，一部マスキングをしています。）

(参考法令)

地方自治法（抜粋）

〔監査委員の設置及び定数〕

第 1 9 5 条 （略）

2 監査委員の定数は、都道府県及び政令で定める市にあつては 4 人とし、その他の市及び町村にあつては 2 人とする。ただし、条例でその定数を増加することができる。

〔選任及び兼職の禁止〕

第 1 9 6 条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（議員である者を除く。以下この款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができる。

2 ～ 6 （略）

〔任期〕

第 1 9 7 条 監査委員の任期は、識見を有する者の中から選任される者にあつては 4 年とし、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。